

滋賀県新規就農者育成方針

制 定：令和4年4月28日

最終改正：令和6年3月4日

1 新規就農者数の確保に向けた課題、目標

(1) 課題

- ・過去5年間（平成28年度～令和2年度）で515名（年平均103名）が新たに就農している。
- ・就農から3年後の定着率は、過去3か年（平成29年度～令和元年度）平均で79%（雇用就農68%、自営就農91%）であり、定着率の一層の向上が必要である。
- ・新たに農業を開始しようとする就農希望者にとって、農地の確保が最も大きな課題となっている。
- ・農業法人に雇用就農した新規就農者は、農業法人を支える人材としてだけでなく、将来独立し、地域の担い手となることも期待できる。
- ・就農希望者の多くが就農し、安定した農業経営が営めるよう、または就農先の農業法人で長期に働き続けられるよう、支援していく必要がある。

(2) 目標

- ・滋賀県農業・水産業基本計画における数値目標：115名/年

現状値		目標値
平成30年度	令和元年度	令和7年度
304	404	575
(H28～30の累計)	(H28～R1の累計)	(R3～7の累計)

2 新規就農者に対するサポート内容

- ・新規就農者の確保に向けては、新規学卒者や他産業からの就農を希望する者など多様なニーズを就農相談等によりの確に捉え、農地の確保を含め、関係機関・団体と情報の共有を図り円滑な就農を進める。
- ・自営就農にあたっては、将来、効率的かつ安定的な農業経営に発展できるよう、青年等就農計画の作成を支援する。
- ・農業法人への雇用就農にあたっては、農業法人および就農希望者に対し求人などの情報の提供や研修の実施等の支援を行う。
- ・就農後は、早期の経営安定に向けた栽培技術の習得や経営管理能力の向上に向けた指導等行うとともに、指導農業士等をメンター（アドバイス等する先輩農家）とした相談体制を構築するなど、新規就農者の定着促進に向けた支援策を講じる。
- ・青年等就農計画の期間が終了する認定新規就農者に対しては、その計画の達成状況を評価・分析し、農業経営改善計画の認定申請に向けた支援を行う。

- 3 経営発展支援事業の交付対象者候補を選定するための基礎となる新規就農者育成総合対策実施要綱別記1の別表1の2および初期投資促進事業の交付対象者候補を選定するための基礎となる新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱別記2の別表1の2に基づく県加算ポイントの設定

(1) 基準となるポイント

基準となるポイントについて、下表のとおり設定する。

区分	項目	ポイント	確認方法
就農 形態 (いずれ か1つ を選択)	①非農家出身の新規参入者	6	青年等就農計画および収支計画の内容を確認
	②親の農業経営とは別に新たな部門を開始する者	4	
	③親の経営の全部または一部を継承し、農業経営を開始する者のうち、新規作物の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者と同等の経営リスクを負う者	2	

(2) ポイントの調整

県加算ポイントは、次の算式で算出するものとする。

$$\text{県加算ポイント} = \text{各自の基準ポイント} \times \frac{\text{県持ち分ポイント}^{\ast}}{\text{事業申請者全員の基準ポイントの合計}}$$

※県持ち分ポイントは、(県認定新規就農者の過去3年間平均+事業申請者数) / 2 × 3で算出

4 両事業の優先順位付けの方法

- ・国共通ポイントおよび県加算ポイントの合計値が高い順に、両事業の補助を受けようとする者に優先順位付けを行う。
- ・なお、同ポイントの場合は、国庫補助金の申請額の低い事業を上位とし、国庫補助金も同額である場合は総事業費の高い取組計画を上位とする。